

平成
29年度

水道事業会計決算

鳥取市 水道局 だより No.58

2018.11.1

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係
電話 0857-53-7811 (代表)
0857-53-7953 (直通)
ファクシ 0857-53-7802

鳥取市水道局ホームページ
http://www.water.tottori.tottori.jp/

連絡先

国安庁舎
電話 0857-53-7811
ファクシ 0857-53-7802

南地域水道事務所
電話 0858-76-3118
ファクシ 0858-85-0672

西地域水道事務所
電話 0857-85-2526
ファクシ 0857-85-1049

平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）水道事業会計決算は、平成30年9月定例会市議会で認定されました。

平成29年4月に簡易水道事業67カ所と飲料水供給施設10カ所を上水道事業に統合したことにより、収入、支出ともに増額になっています。

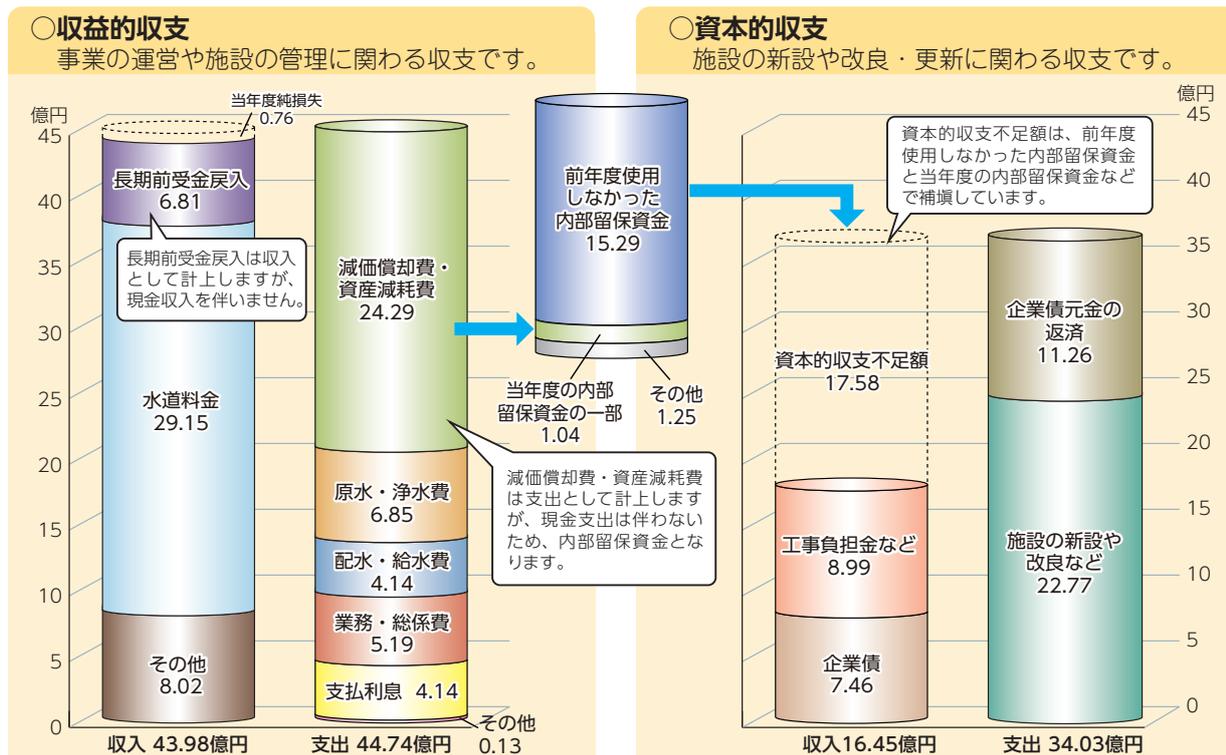
事業の運営や施設の管理に関わる収益的収支は、前年度に比べて、収入は約9億9500万円の増、支出は約10億800万円の増で、収支の差し引きでは、約7600万円の純損失を計上しています。

また、施設の新設や改良に関わる資本的収支は、前年度に比べて、収入は約6億8700万円の増、支出は約9億8900万円の増で、収支の差し引きである資本的収支不足額の約17億5800万円については、内部留保資金などで補填しています。

みなさんからの水道料金に支えられている水道事業は、使用水量の減少傾向に伴い厳しい経営環境となっています。水道局では、平成37年までの本市水道事業の具体的施策を定めた長期経営構想（平成27年4月改訂）に基づいて健全な経営に取り組みとともに、事業統合した簡易水道等の区域については地域水道整備計画により施設や給水区の見直しを行い、安全な水道水の安定供給に努めていきます。

平成29年度の決算の内訳

水道事業会計は、収益的収支と資本的収支に区分されます。



収益的収支の用語

◆**長期前受金戻入**：施設の新設や改良をする際に交付を受けた補助金等の減価償却費相当分を収益として計上するもの。
 ◆**減価償却費**：施設の新設や改良に支払ったお金を、定められた耐用年数に応じて毎年費用化したもの。この費用は内部留保資金となり、企業債元金の返済と施設の新設や改良をするための資金になります。
 ◆**資産減耗費**：施設を廃棄する場合、減価償却後の残存価格を費用として計上するもの。
 ◆**原水・浄水費**：原水（天然の水）を水道水にするための費用。
 ◆**配水・給水費**：お客さまの所まで水道水を送るための費用。
 ◆**業務・総係費**：水道メーターの計量、料金の徴収、窓口サービスなどの費用。
 ◆**支払利息**：企業債（借入金）の利息。

資本的収支の用語

◆**企業債**：施設の新設や改良をするための借入金。地方公営企業の場合、施設整備の資金は主に企業債で調達します。借入金は一定の期間（数年～数十年）で返済していきます。

平成29年度の主な事業

平成29年度
水道事業会計決算

●浄水施設整備事業

青谷地域に建設の膜ろ過浄水施設(城山浄水場)の稼働に向け、浄水棟の築造、膜ろ過装置の設置、場内配管の整備などを行いました。なお、城山浄水場はことし7月10日から供用を開始しています。



▲城山浄水場(施設能力:2400m³/日)

●配水管等改良事業

老朽管を耐震管に取り替える震災対策整備事業や、安全な水道水を供給するための鉛製給水管更新事業などを計画的に行いました。

耐震管に取り替える工事



●配水施設整備事業

平常時における安定給水の確保および効率的な水運用を行うため、津ノ井系配水連絡管の整備などを行いました。

●地域水道整備事業

統合した簡易水道区域の施設の統廃合や整備を行うとともに、統合前の上水道区域に隣接する福部町湯山地域などを上水道区域に接続するための配水管布設工事を行いました。

●諸施設整備事業

上町配水地のり面補強工事、若葉台、中ノ郷配水地の動力計装盤取り替え工事やポンプ取り替え工事など老朽化した設備の更新を行いました。

●その他の取り組み

安定した経営を継続するための水道料金改定については、平成30年4月から平均18.4%引き上げる給水条例の改正案を平成29年9月定例議会に提案し、可決されました。(統合した簡易水道区域の料金は除きます。)

問い合わせ先

総務課財務係 ☎08557-5317913 ☎08557-5317802

水道管の凍結対策



気温が氷点下になると、水道管や蛇口が凍って水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。(ことし1月と2月に襲来した寒波の凍結・破裂による水道局への問い合わせ件数:426件)

凍りやすい環境にある水道管(風当たりが強い、露出しているなど)には保温材を巻き、ぬれないようにビニールで覆うなど、ご家庭の水道の防寒対策を施してください。

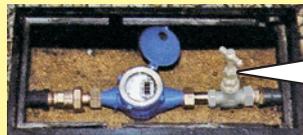
また、夜間や早朝の冷え込みに備えて、少しずつ水を出し続けておくと凍結しにくくなります。出した水はためて、洗濯などに使いましょう。



防寒対策の例

水道管が破裂したら

メーターボックス内の止水栓を閉めるなどの応急措置をした後、指定給水装置工事業者に修理を依頼するか、水道局・各水道事務所にご相談ください。(修理費用はお客さまの負担です。)



止水栓:効き具合を日ごろから確認しておきましょう。

※長期不在時に止水栓を閉めておくと、万が一の凍結破裂の際に漏水量を抑えることができます。

凍ってしまったら

自然に溶けるのを待つか、凍った部分に布やタオルをかぶせて、その上からぬるま湯をかけてゆっくり溶かしてください。



熱湯は×

ぬるま湯で

熱湯をかけると破裂やひび割れの恐れがあります。

問い合わせ先 給水維持課管路維持係 ☎0857-53-7933 ☎0857-53-7801

水道メーターの取り替えにご協力ください



■水道メーターは定期的に取り替えています

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められているため、定期的に新しいものに取り替えています。水道局の委託を受けた業者が取り替え作業を行いますので、ご協力をお願いします。

- 取り替えは水道局の負担で行います。お客さまに費用を請求することはありません。
- 訪問する業者は、水道局が発行した「顔写真入りの証明書」を携帯しています。
- 立ち会いの必要はありません。
- 作業のため、敷地内に入らせていただくことがあります。

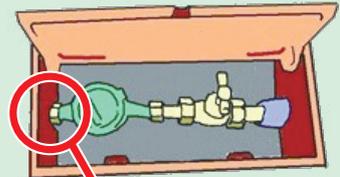
■適切な管理をお願いします

水道メーターの取り替えや計量に支障がありますので、次のような状態にならないように気を付けてください。

- 庭の工事などで土を盛ってメーターが地面から深くなる。
- メーターボックスの位置がずれて、メーターの取り付け金具が外せなくなる。
- 増改築などによりメーターボックスの周りが狭くなる。
- メーターが外せなくなる器具を取り付ける。
- メーターボックスの上や付近に物などを置く。



深くて届かない!



取り付け金具が外せない!

※水道メーターの取り替えに支障がある場合は、改善をお願いすることがあります。メーターの位置や高さを変更する場合は、指定給水装置工事事業者に依頼してください。(改善費用・工事費用はお客さまの負担です。)

問い合わせ先 給水維持課量水器係 ☎ 0857-53-7932 ☎ 0857-53-7801

水道水を無駄なく使うために

漏水の点検方法

宅地内の漏水は、水道メーターで点検することができます。

Check!

蛇口を全部閉めて、水道メーターを確認してください。メーターのパイロットが回っていれば蛇口までのどこかで漏水している疑いがあります。



漏水箇所がわからない場合は、水道局に連絡してください。

漏水は、はじめのうちはわずかも次第に多くなり、料金も高額になります。日ごろから点検しておくことで早期発見につながり、漏水量を抑えることができます。

ご家庭の水道について

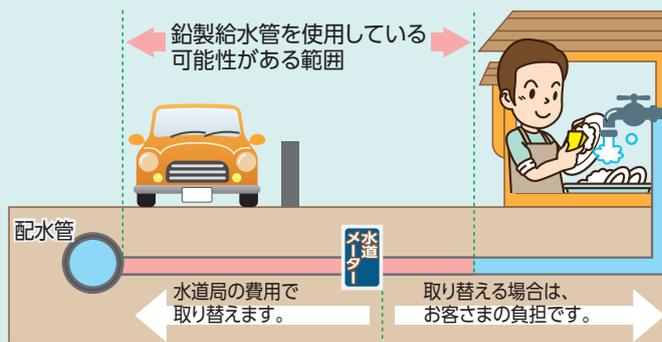
鉛製給水管について

水道局では、水質基準を満たした安全な水道水をお届けしていますが、鉛製給水管が使用されている家庭では、長時間水道を使用しなかった場合、ごくわずかの鉛が溶け出していることがあります。このため、朝や長い間留守にしたときなどの使い始めの水は、念のためバケツ1杯程度(約10ℓ)を目安に、飲み水以外(トイレや洗濯など)への使用をお勧めします。

水道局では、配水管から水道メーターまでの鉛製給水管の取り替え工事を計画的に実施しています。その際の宅地内掘削にご協力をお願いします。

なお、メーターから蛇口までの鉛製給水管の取り替えは、お客さまの負担です。

各ご家庭の鉛製給水管使用の有無など、不明な点については、水道局にお問い合わせください。



水道メーターの口径について

日常生活に必要な水量と適正な水圧を確保するために、ご家庭の水道メーターの口径は、メーターから蛇口までの距離や蛇口の数などに基づいて決定します。

増改築などで蛇口の数や配管が変わる場合には、口径の変更が必要になる場合があります。

詳しくは水道局にご相談ください。

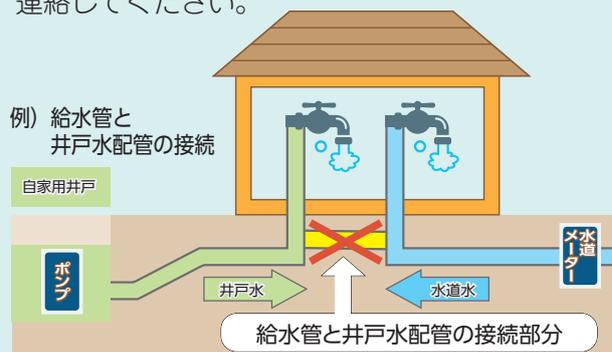
水道メーターの口径を決める目安

- メーターから蛇口までの距離
 - 30mまで…口径13mm
 - 50mまで… 20mm
- 蛇口の数
 - 10個以内… 13mm
 - 17個以内… 20mm

水道管に他の配管をつなぐことは違法です!

水道水の給水管と井戸水などの配管を接続することは、井戸水が給水管に流れ込み、水質汚染につながるため、水道法で禁止されています。

現在接続されている場合、速やかに水道局に連絡してください。



水道工事は指定給水装置工事事業者で

ご家庭の水道工事は、水質の安全性を確保するために、水道局から指定を受けた指定給水装置工事事業者でなければ行うことができません。

水道工事を行う際は、必ず「指定給水装置工事事業者」に依頼してください。

※指定給水装置工事事業者の一覧は、水道局ホームページに掲載しています。